

2011年8月11日 全12頁

法律・制度 Monthly Review 2011.7

 資本市場調査部
 鳥毛 拓馬

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月中に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、米国内国歳入庁（IRS）が、従前の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の導入スケジュールを見直し、FATCAに係る各種手続きおよび源泉徴収義務を段階的に導入することを提示した通知（Notice 2011-53）を公表した（6日）こと、金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会が、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」、「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理」と題する市中協議文書を公表した（19日）こと、いわゆる取引先持株会に関する金融商品取引法の適用関係を明確化する改正を盛り込んだ「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布、施行された（29日）ことなどが話題になった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律、制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○7月の Legal and Tax Report 一覧	2
○7月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析	4
○レポート要約集	9
○7月に掲載された雑誌・新聞記事等	12

◇ 7月の Legal and Tax Report 一覧

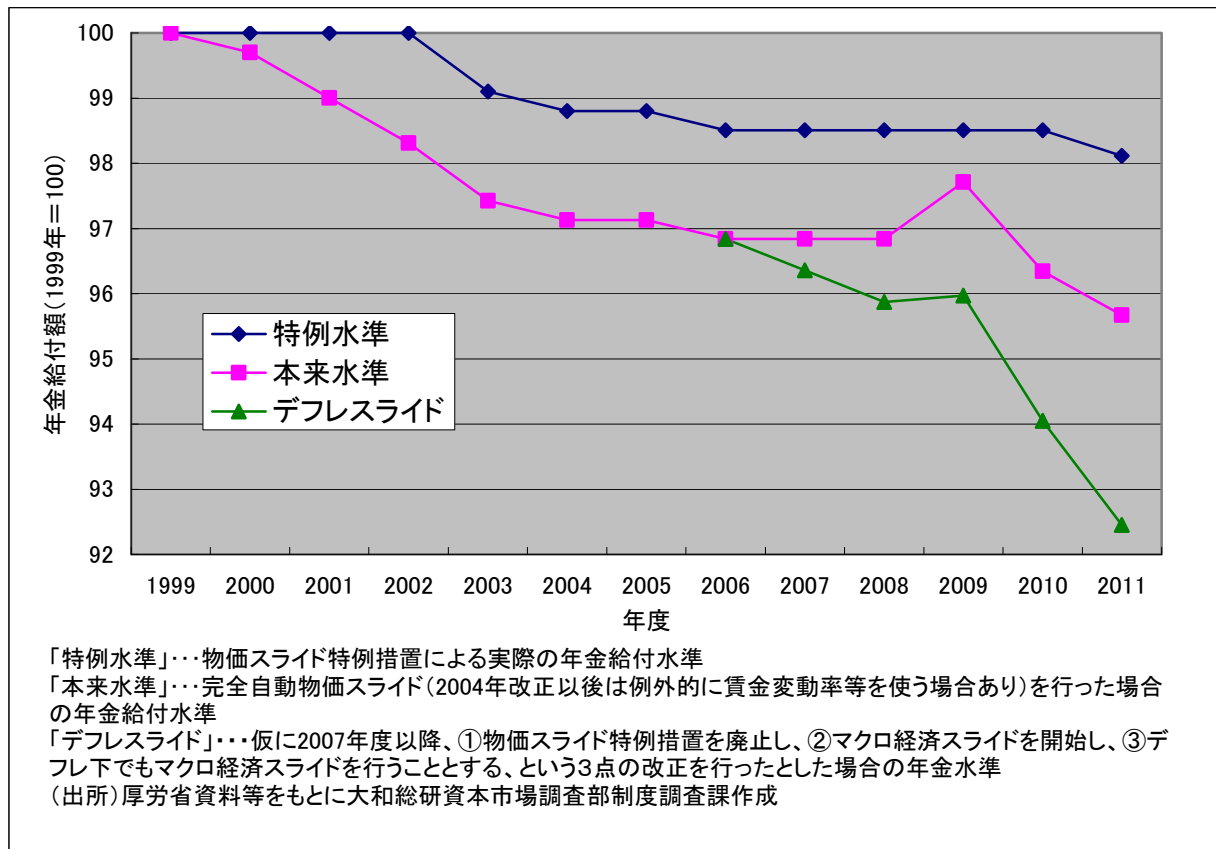
日付	レポート名	作成者	内容	枚数
5日	募集等公表後の空売りに関する新規制案	横山 淳	金融商品取引法	P. 7
	政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析 ～消費増税なき給付増により、さらなる財政悪化の懸念あり～	是枝 俊悟	税制	P. 18
8日	グローバルにシステム上重要な銀行の追加的資本規制 ～対象銀行の特定手法に合意するも、銀行数・具体的銀行名は不明～	金本 悠希	金融制度	P. 5
13日	法律・制度 Monthly Review 2011.6 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 8
14日	株式対価TOBに関する開示府令等の見直し	横山 淳	金融商品取引法	P. 5
19日	バーゼル委の報酬開示規制に関する報告書の公表 ～2012年までに、我が国金融機関も対応を求められ得る～	金本 悠希	金融制度	P. 5
22日	大規模銀行に対する追加的資本規制案 ～1%～2.5%の追加的な自己資本規制を、当初 28 行に賦課～	金本 悠希	金融制度	P. 8
	社会保障・税番号大綱の公表 ～民間利用については 2018 年以降に検討～	鳥毛 拓馬	税制	P. 16

◇7月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1(金)	◇バーゼル銀行監督委員会、「第3の柱(後述)における報酬についての開示要件」の最終報告書を公表。
6(水)	◇バーゼル銀行監督委員会、「破綻処理政策と枠組み-これまでの進展」と題する報告書を公表。
7(木)	◇「社会保障・税番号大綱」に関する意見募集の開始。
13(水)	◇ジョイント・フォーラム、「資産証券化のインセンティブに関する報告書」を公表。
14(火)	◇日本証券業協会など、「平成24年度税制改正に関する要望」を公表。 ◇米国内国歳入庁(IRS)、従前の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の導入スケジュールを見直し、FATCAに係る各種手続きおよび源泉徴収義務を段階的に導入することを提示した通知(Notice 2011-53)を公表。
19(火)	◇金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」、「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理」と題する市中協議文書を公表。
20(水)	◇欧州委員会は、EU自己資本規制(CRD)の第4弾(CRDIV)の法案(CRDIVドラフト)を公表。 ◇日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会、「中小企業の会計に関する指針(平成23年版)」を公表。
22(金)	◇総務省、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。
29(金)	◇いわゆる取引先持株会に関する金融商品取引法の適用関係を明確化する改正を盛り込んだ「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布、施行。 ◇金融庁、「平成24年度税制改正要望に係る御意見の募集の結果」を公表。 ◇日本銀行、「コーポレート・ガバナンスに関する法律問題研究会」報告書を公表。 ◇東日本大震災復興対策本部、「東日本大震災からの復興の基本方針」を公表。 ◇東京証券取引所、「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」を公表。 ◇金融庁、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果を公表。

◇今月のトピック 政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析（是枝 俊悟）

図表 1 公的年金給付額の推移（1999年度=100として指数化）



図表 2 政府の財政健全化目標

(1) 収支(フロー)目標

残高目標を達成するために、以下のとおり、収支の改善を図ることとする。

- ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対GDP比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標とする。
- ② 国の基礎的財政収支についても、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対GDP比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標とする。
- ③ 2021 年度以降も下記（2）の残高目標にかかる達成状況を踏まえつつ、財政健全化努力を継続する。

(2) 残高(ストック)目標

2021 年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

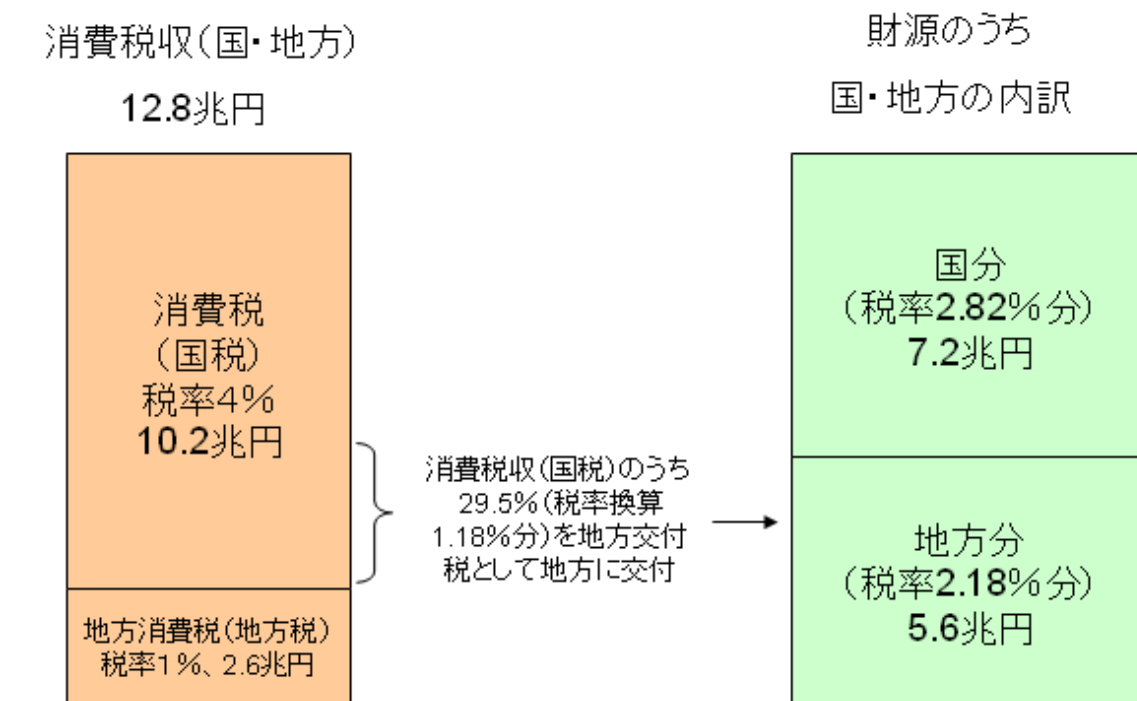
(3) 進ちよく状況の公表・検証等

当面の経済見通しや中長期の経済・財政の展望を踏まえつつ、毎年度の予算概算決定後遅滞なく、各種財政指標の最新の状況と、財政健全化目標の達成へ向けた進ちよく状況等を検証し、公表する。

なお、内外の経済の重大な危機その他の事情により財政健全化目標の達成又は財政運営の基本ルールへの遵守が著しく困難と認められる場合には、財政健全化目標の達成時期等の変更や財政運営の基本ルールの一時的な停止等の適切な措置を講じるものとする。こうした措置を講じる場合は、措置を講じる理由、措置の内容・規模等を示した上で改めて閣議の決定を経るとともに、遅滞なく、財政健全化の経路へ復帰する道筋を示すものとする。

(出所)「財政運営戦略」(2010年6月22日閣議決定)

図表3 現行法における消費税の枠組み（金額は2011年度予算ベース）



(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

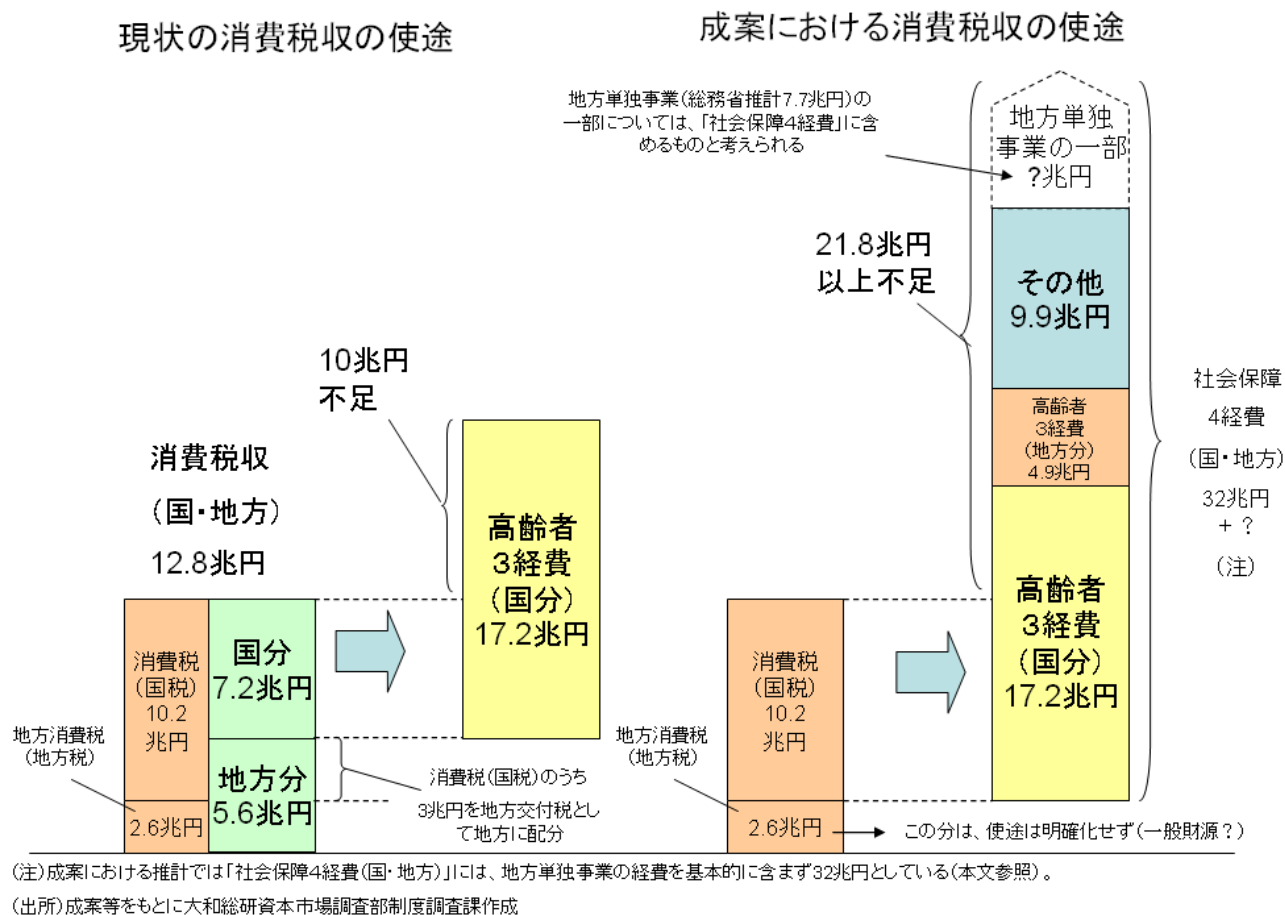
図表4 成案における「社会保障の安定財源確保の基本的な枠組み」

- ①社会保障に要する公費負担の費用は、消費税込(国・地方)を主要な財源として確保する。
- ②消費税込の用途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は高齢者三経費を基本としつつ、その用途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」)に拡充する。
- ③消費税込(国・地方、現行の地方消費税を除く)は全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その用途を明確化する(消費税込の社会保障財源化)。
- ④将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。
- ⑤現行分の消費税込(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税込(国・地方)については[①②の分野]に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。
- ⑥[地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で]必要な安定財源が確保できるよう、[税制全体の抜本改革]に掲げる地方税制の改革などを行う。
- ⑦[上記①～⑥]を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

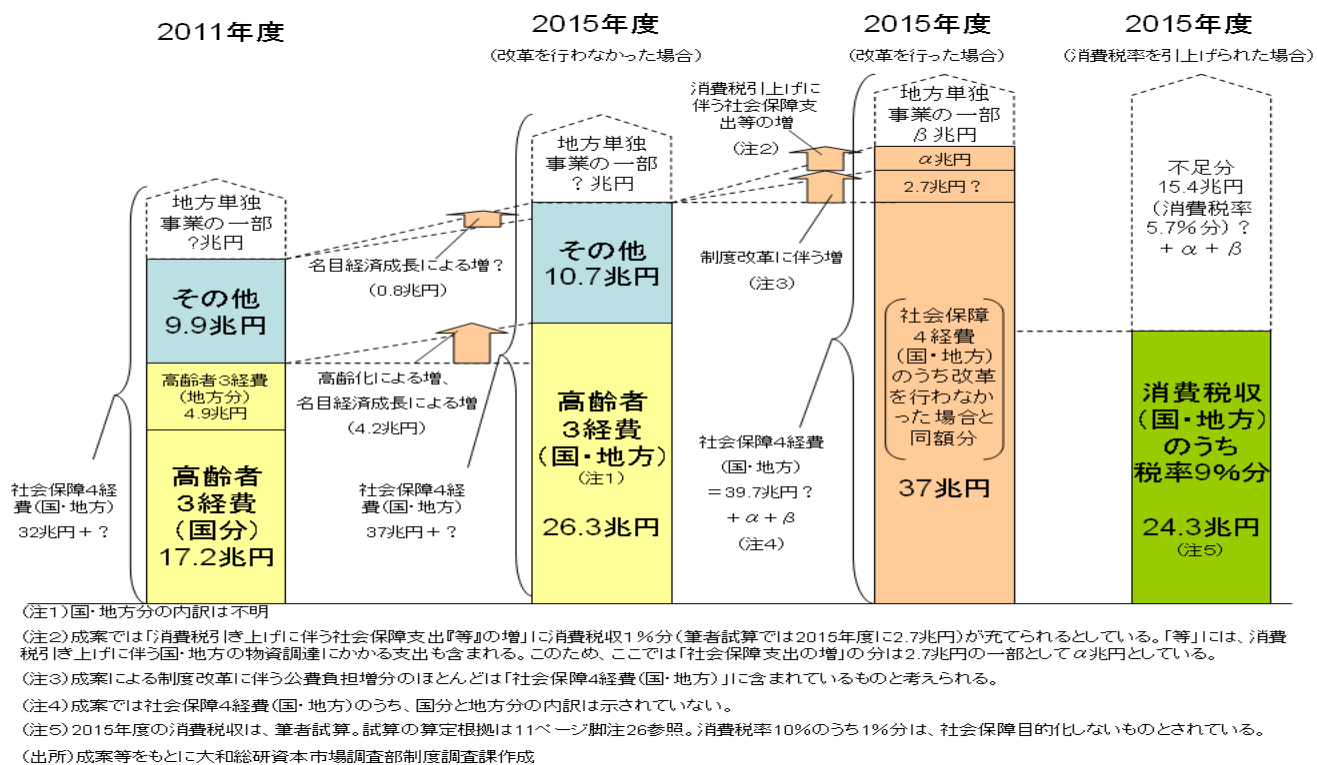
(注) []内については説明のため、成案の文章から筆者が読み替えを行った部分である。①～⑦の付番、下線は筆者によるものである。それ以外の文章については成案からの引用である。

(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表5 現状と成案における消費税収の使途（金額は2011年度予算ベース）



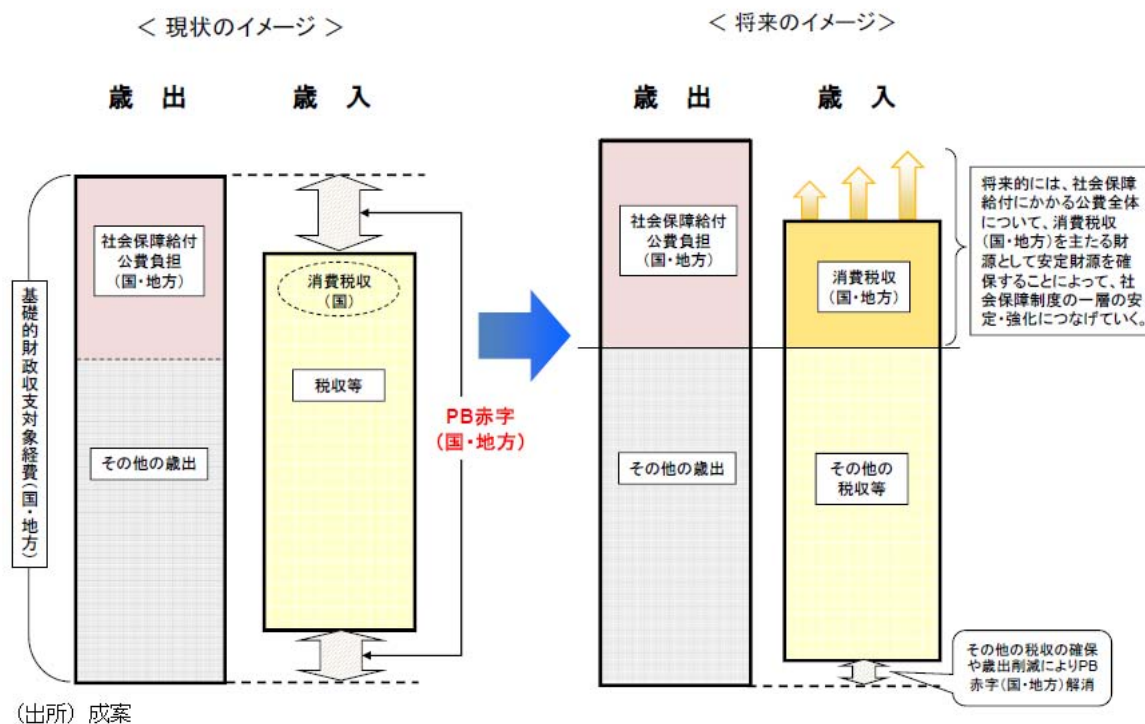
図表6 現状と成案における消費税収の使途（2011年度と2015年度の姿）



図表7 成案における消費税込(国・地方)の社会保障財源化・区分経理のイメージ

消費税込(国・地方)の社会保障財源化・区分経理のイメージ

(参考)



図表8 成案に示された税制抜本改革の方向性

個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> 各種の所得控除の見直し、税率構造の改革を行う 番号制度等を前提に、給付つき税額控除の検討を進める 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む
法人課税	<ul style="list-style-type: none"> 課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う 中小法人の軽減税率も、中小企業租特の見直しと併せ、引下げを行う
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> 消費税込(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う 逆進性問題については、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討 消費税込と個別間接税の関係等の論点について検討 地球温暖化対策のための税を導入
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> 相続税の課税ベースの見直し、負担の適正化を行う(課税強化) 現役世代への資産移転のため、贈与税を軽減 事業承継税制について、運用状況等を踏まえ、見直しを検討
地方税制	<ul style="list-style-type: none"> 地方消費税込を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築 現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革
その他	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障・税共通番号制度の導入を含む納税環境整備を進める 国際課税について、国際的租税回避の防止、投資交流の促進、国際連帯税などを検討
2011年度税制改正について	<ul style="list-style-type: none"> 上記のような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊急性の高い改革に取り組んできたところであり、引き続き、早期実現を目指す

(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表9 成案における社会保障改革案（金額は2015年における現行比の公費負担額）

	A・充実（給付拡大）		B・重点化・効率化（給付抑制）		C・所要額（A+B）	
子育て ども	○「子ども・子育て新システム」の実現 ・待機児童の解消 ・幼保一体化の実現 など				0.7兆円	
	7,000億円	・保育等への多様な事業主体の参入促進 など	(試算なし)			
医療・ 介護等	①医療・介護サービスの提供体制の見直し				~0.6兆円	
	・医療関係の機能強化	8,700億円	・平均在院日数の減少等 ・外来受診の適正化等	▲4,300億円 ▲1,200億円		
	・介護関係の機能強化	2,500億円	・介護予防による要介護認定者数の増加抑制	▲1,800億円		
	・医療・介護のマンパワー増強	2,400億円				
	②健康保険・介護保険等の見直し(注)				~1兆円 (注)	
	・国保を都道府県単位で運営 ・低所得者の保険料軽減の拡充	~2,200億円	・短時間労働者に被用者保険の適用拡大	(▲1,600億円)		
	・1号被保険者（高齢者）の保険料軽減の強化 ・長期高額医療の高額療養費の見直し	~1,300億円 ~1,300億円	・介護納付金の総報酬割導入（平均収入の高い健保組合等の負担増加）	(▲1,600億円)		
	・総合合算制度（社会保障制度全体での自己負担額に上限を設ける）	~4,000億円	・受診時定額負担等（金額は、初診・再診時100円負担とした場合）	(▲1,300億円)		
	年金	①現行制度の改善(注)				~0.6兆円 (注)
		・最低保障機能の強化（低所得者への加算など）	6,000億円	・高所得者への年金給付の見直し	(▲450億円)	
・短時間労働者への厚生年金の適用拡大 ・第3号被保険者制度の見直し ・在職老齢年金の見直し ・産休期間中の保険料負担免除 ・被用者年金の一元化		(公費への影響なし)	・デフレ下のマクロ経済スライドの実施	(▲1,000億円)		
			・物価スライド特例措置の廃止（年金支給額引下げ）	(▲1,000億円)		
			・支給開始年齢の引上げ（金額は1歳引上げた場合）	(▲5,000億円)		
			・標準報酬月額上限の引上げ（影響なし）	(影響なし)		
②新しい年金制度の創設(2015年度までのスケジュールには盛り込まず)				(試算なし)		
・所得比例年金と最低保障年金の導入	(試算なし)					
計	計3.8兆円(注)		計~▲1.2兆円(注)		2.7兆円(注)	

(注) 縦の列、横の列ともに各項目の金額の合計は、明らかに「計」の欄の数値と一致しないものがあるが、成案の数字をそのまま載せている(ただし、「約」、「程度」、「弱」などの表記は省略した)。

特に、「医療・介護等の②」および「年金」については、Bの「重点化・効率化」に掲げられた案の金額がCに反映されていないものと考えられるため、金額はカッコ書きとした。

(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表10 成案における消費税率5%引上げ分の使途（①~⑤それぞれ消費税1%相当分）

	政府原案の表記	筆者による説明	PB赤字を改善させるか
①	機能維持	現状の社会保障費に関するフローの税収不足分	○
②	機能強化	高齢化等に伴う増	○
③		年金2分の1(安定財源)	これまで手当てされなかった基礎年金国庫負担率1/2の財源
④	制度改革に伴う増	社会保障改革案実施のために必要なネットの金額	×
⑤	消費税引上げに伴う社会保障支出等の増	社会保障給付受給者への消費税引き上げ分の実質補填	×

消費税増税による増収が既存制度の現在の赤字分または高齢化による費用の自然増分に充てられれば、改革をしない場合と比べてPB赤字は改善する。一方、改革による新規施策による費用増に充てられればPB赤字は改善しない。

○・・・PB赤字を改善させるもの、×・・・PB赤字を改善させないもの

(出所) 成案をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【5日】

募集等公表後の空売りに関する新規制案

- ①2011年6月24日、金融庁は、『「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について』を発表した。これは、2010年12月に公表された「アクションプラン」に盛り込まれた「公募増資に関連した不公正な取引への対応」を踏まえ、所要の政令・内閣府令の改正を行おうというものである。
- ②具体的な内容は、「株式等」の募集・売出しの公表後、価格決定までの間に「取引所金融商品市場」において空売りを行った場合には、原則、その募集等に応じて取得した株式等によって空売りの決済を行ってはならないというものである。
- ③募集等の取扱いを行う証券会社に対しても、上記の規制の内容等を周知するための書面を、顧客に交付することを義務付けることとされている。

政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析 ～消費増税なき給付増により、さらなる財政悪化の懸念あり～

- ①2011年6月30日に、政府・与党は「社会保障改革検討本部」にて、社会保障と税の一体改革の原案である「社会保障・税一体改革成案」（以下、成案）を決定した（ただし、閣議決定は行われていない）。今後、2011年度中に「社会保障と税の一体改革」の法案成立を目指し、政府与党成案をもとに野党との協議や詳細の整備が行われる。
- ②成案では、2010年代半ばまでに消費税率（国・地方計）を段階的に10%まで引上げるものとしているが、「経済状況の好転」を条件とされており、引き上げの時期は明確化されていない。
- ③他方、社会保障改革による社会保障機能の強化については2015年までに、（高齢化による社会保障費の自然増を除き）2.7兆円を増加させるものとしている。社会保障機能強化については2015年という明確な時期の指定がある一方、消費税の増税は非常に高いハードルが設定されており、増税（財源）なき給付の拡大によるさらなる財政悪化も懸念される。
- ④さらに、社会保障機能強化にかかる費用の2.7兆円についても、機能強化にかかる3.8兆円から抑制による削減額1.2兆円を差し引いた額とされるが、成案に示された具体的な改正案を足し上げた金額は（四捨五入等の影響を勘案しても）これと一致しない。給付抑制策が十分に行われないこと、社会保障機能強化にかかる費用がさらに拡大することが懸念される。
- ⑤少なくとも、消費税率の引上げができなければ社会保障の機能強化も行わないようにし、かつ、消費税率引上げ時にはその大部分を財政健全化に資する形とすることが必要である。政府・与党には消費税率引上げ時期の明確化と、具体的な社会保障給付の抑制策の決定が求められる。

【8日】

グローバルにシステム上重要な銀行の追加的資本規制

～対象銀行の特定手法に合意するも、銀行数・具体的銀行名は不明～

- ①金融安定理事会（FSB）やバーゼル銀行監督委員会（BCBS）では、2011年11月のカンヌサミットに向けて、グローバルにシステム上重要な金融機関に対する措置に関する取り組みを行っているところであり、その一環として、どの金融機関にどのような措置を課すかを検討しているところである。
- ②この流れにおいて、2011年6月25日、（BCBSの上位機関である）中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）が「グローバルにシステム上重要な銀行に関する措置に合意した」旨のプレスリリースを公表した。その内容は、1）対象となる金融機関を特定する手法、2）措置の内容（追加的な資本規制）、3）実施時期、に関する市中協議文書に合意したというもの。しかし、特に1）に関して、対象となる金融機関の数や具体的な特定の仕方など詳細は不明であり、具体的な金融機関名も明らかではない。
- ③今後、本市中協議文書は2011年7月末頃、市中協議に付される予定であり、どの金融機関にどの程度の追加的資本規制が課されるのかなど、11月の合意を目指して、さらに具体的な内容が明らかになると予想される。

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2011.6

～法律・制度の新しい動き～

- ①2011年6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月中に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- ②6月は、最高裁判所が、いわゆる村上ファンド事件について、被告人側の上告を棄却する決定を下した（6日）、金融担当大臣が、「IFRS適用に関する検討について」を公表し、IFRSの強制適用開始を延期した（21日）ことなどが話題になった。
- ③資本市場調査部制度調査課では、こうした法律、制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

【14日】

株式対価TOBに関する開示府令等の見直し

- ①2011年6月17日、金融庁は『「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について』を発表した。
- ②この中で、いわゆる株式対価TOBなどに伴って有価証券の募集等が行われる場合、有価証券届出書などにおいて、1）発行条件（交換比率）の合理性に関する考え方、2）その発行条件（交換比率）により募集等を行う理由・判断の過程の開示を求めることとしている。
- ③併せて、企業内容等開示ガイドラインの見直しも行い、発行条件（交換比率）の合理性に関する提出者の考え方が具体的に記載されているかなどを審査することとしている。

【19日】

バーゼル委の報酬開示規制に関する報告書の公表 ～2012年までに、我が国金融機関も対応を求められ得る～

- ①2011年7月1日、バーゼル銀行監督委員会が銀行報酬の開示規制に関する報告書を公表した。本報告書によって直ちに各国の金融機関に規制が課されるわけではないが、今後、本報告書を踏まえた監督指針等の改正がなされることにより、将来的に我が国金融機関に報酬に関する開示規制が課されると予想される。
- ②本報告書は、銀行の報酬慣行を開示することにより、市場規律が効果的に働き、市場参加者が報酬慣行及び銀行の戦略・リスクに対する姿勢を評価できるようになると指摘している。
- ③本報告書は、銀行が2012年1月1日から、少なくとも年に1回、報酬に関する包括的な情報を開示することを期待している。開示項目は多岐にわたり、報酬のガバナンス構造、コンプライアンス部門のスタッフの報酬の独立性、報酬体系の設計、リスク調整方法、報酬と業績の結びつき、長期的業績を反映する措置、報酬の形態、の開示を求めている。

【22日】

大規模銀行に対する追加的資本規制案 ～1%～2.5%の追加的な自己資本規制を、当初28行に賦課～

- ①2011年7月19日、金融安定理事会は「グローバルにシステム上重要な銀行：評価手法と損失吸収力」という市中協議案を公表した。本市中協議案では、①グローバルにシステム上重要な銀行の特定方法、②追加的資本規制の内容、③段階的実施のスケジュール、を明らかにするもの。今後、2011年11月のG20サミット（カンヌサミット）に最終的な提言が提出される予定である。
- ②本市中協議案では、グローバルにシステム上重要な銀行の特定方法は、銀行の規模やグローバルな活動の程度など5分野に関して、バーゼル委選出の73行に占めるシェアのランキングによって選定するとしており、暫定的に28行が選定されている（ただし、具体的銀行名は不明）。ただし、評価方法は3年～5年ごとに定期的に見直され、各銀行のデータも毎年見直されるとされており、ランキングは変動しうる。
- ③本市中協議案では、グローバルにシステム上重要な銀行に対して、そのランキングに応じて1.0%、1.5%、2.0%、2.5%の自己資本規制が（通常の銀行に適用される）バーゼルⅢに上乗せして課される。また、この上乗せ部分は普通株等Tier1のみによって達成することが必要とされている。
- ④本市中協議案では、追加的資本規制は2016年1月1日から段階的に課され、2019年1月1日から完全実施されるとされている。

社会保障・税番号大綱の公表 ～民間利用については2018年以降に検討～

- ①2011年6月30日に、政府・与党の社会保障改革検討本部（以下、検討本部）が、社会保障・税番号大綱（以下、大綱）を決定した。
- ②大綱は、社会保障と税に関わる番号制度に関し、2011年1月31日に検討本部で決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」及び2011年4月28日に公表された「社会保障・税番号要綱」を踏まえ進められてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党としての方向性を示すものとされている。
- ③今後、大綱は2011年8月6日までパブリックコメントに付され、必要な点については修正が行われ、2011年秋以降、可能な限り早期に番号法案が国会に提出されることになっている。

◇ 7月中の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	出演・執筆者
テレビ東京 「ニュースモーニングサテライト」 (7月5日)	IFRS 導入先送り	吉井 一洋
Financial Adviser (2011年8月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.5 改正税法の成立	鳥毛 拓馬
大和総研ウェブサイトコラム (7月20日)	報道されない FATCA	鳥毛 拓馬
月刊資本市場 (2011年7月号)	金融安定理事会(FSB)、「シャドールバンキングシステム」 に着手 —従来のイニシアティブを尊重した穏健な見解を提示—	鈴木 利光
時事通信社 401kweb (7月6日号)	「政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析」の レポートが紹介	是枝 俊悟
静岡新聞 (7月23日付朝刊3面)	「子ども手当見直し案」について	是枝 俊悟
大和総研ウェブサイトコラム (7月26日)	デフレ下のマクロ経済スライド実施に理解を	是枝 俊悟

◇ 7月中の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
7月20日	報道されない FATCA	鳥毛 拓馬
7月26日	デフレ下のマクロ経済スライド実施に理解を	是枝 俊悟